

# 三木町下水道事業 経営戦略

令和8年3月  
三木町環境下水道課

# 目次

## 第1章 経営戦略について

---

1-1	経営戦略改定にあたって	1
1-2	計画期間	1
1-3	対象事業	2
1-4	経営戦略の位置づけ	2

## 第2章 三木町下水道事業の概要

---

2-1	下水道事業の概要	3
2-2	施設概要	4
2-3	下水道使用料体系	4
2-4	下水道事業の取組	5
2-5	組織の状況	6

## 第3章 現状分析及び課題の抽出

---

3-1	現状分析	7
3-2	経営指標による分析	10
3-3	他団体との比較	12

## 第4章 経営の基本方針

---

4-1	下水道事業の役割	14
4-2	経営方針	14

## 第5章 将来の事業環境

---

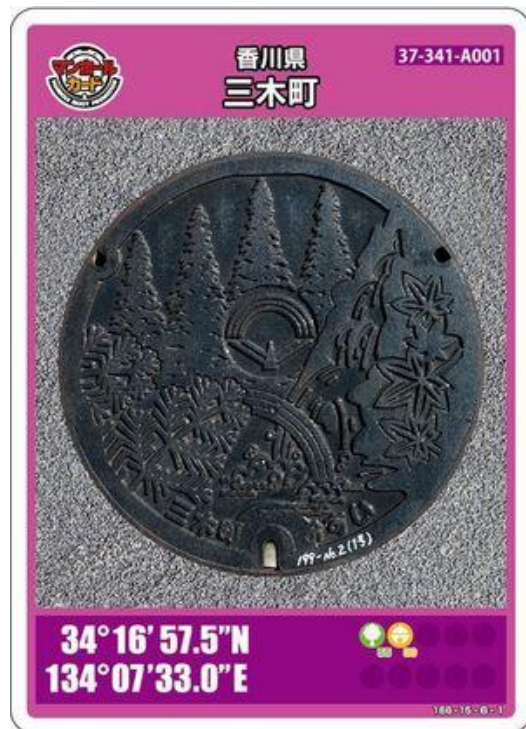
5-1	将来人口推計	15
5-2	将来水量推計	15

## 第6章 投資・財政計画

6-1	使用料収入	.....	16
6-2	建設改良費	.....	16
6-3	建設改良費財源	.....	17
6-4	現金預金残高・企業債残高	.....	17
6-5	一般会計繰入金	.....	18
6-6	経費回収率	.....	18
6-7	目標指標	.....	19
6-8	投資・財政計画	.....	20
6-9	目標指標達成に向けた具体的な取組	.....	21

## 第7章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 ..... 22

### 参考 各用語の説明



### デザインの由来

設置開始 2006年

メタセコイア 虹の滝  
モミジ 町草

三木町の記念樹である「メタセコイア」と県自然記念物である「虹(こう)の滝」をデザインしたマンホール蓋です。  
「メタセコイア」は三木町出身の植物学者・三木茂博士が植物の化石から発見し、昭和16年に論文で発表した新種のセコイアです。当初は絶滅したものと考えられていましたが、昭和20年に中国湖北省の奥地で現存しているメタセコイアが見つかり、「生きている化石」として有名になりました。「虹の滝」は三木町の小畷地区にある滝で、水煙が日光を受けて虹を描き出すところから名づけられました。秋は紅葉も美しく、滝とのコントラストが見事な三木町を代表する景勝地の一つです。

1704-01-004  
三木町役場 ©GKP

# 第1章 経営戦略について

## 1-1 経営戦略改定にあたって

下水道は、水の循環と再生による水環境の保全、快適で衛生的な生活環境の確保、雨水排除による都市の浸水被害の軽減などのために、欠くことのできない重要な都市基盤施設です。

そして市街地、農山村等を含めた町全域で効率的な生活排水処理施設の推進を図るためには、各種生活排水処理施設の特性等を踏まえ、経済性比較を基本としつつ水質保全効果、汚泥処理方法等の地域特性や地域住民の意向を考慮し、効率的かつ適正な整備手法の選定を行うことが必要不可欠とされています。

現在、本町の生活排水処理施設の整備は、公共下水道、特定環境保全公共下水道（公共下水道に接続済）、農業集落排水施設等の下水道事業、合併処理浄化槽設置整備事業等、各地域特性を踏まえて実施しています。

このような環境において、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等を図るため、令和2年度に中長期的な経営の基本計画である下水道事業経営戦略を策定し、健全な経営の確保に努めてきました。また、地方公営企業法の財務規定等を令和6年度に適用し、それに併せて会計統合を実施しました。これにより、本町の運営する下水道事業すべてが公営企業会計によって事業運営されることとなり、より安定的で効率的な経営が図られるようになりました。

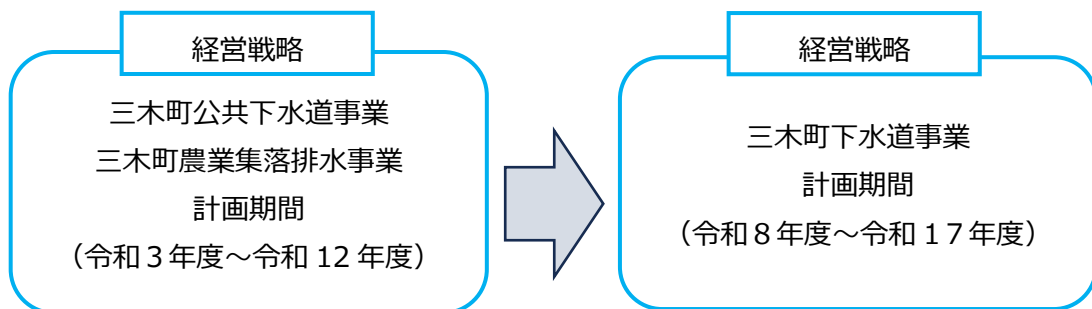
しかし、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

こうした状況の中にあっても、施設の維持管理、計画的な改築・更新をこれまで以上に推進し、さらなる経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることで、将来にわたって住民生活に必要なサービスを安定的に提供できるよう、現行の経営戦略を改定するものです。

## 1-2 計画期間

計画期間は令和8年度～令和17年度の10年間とします。

また、計画期間中に推進すべき具体的施策や指標を示し、適切な下水道事業の運営に努めます。



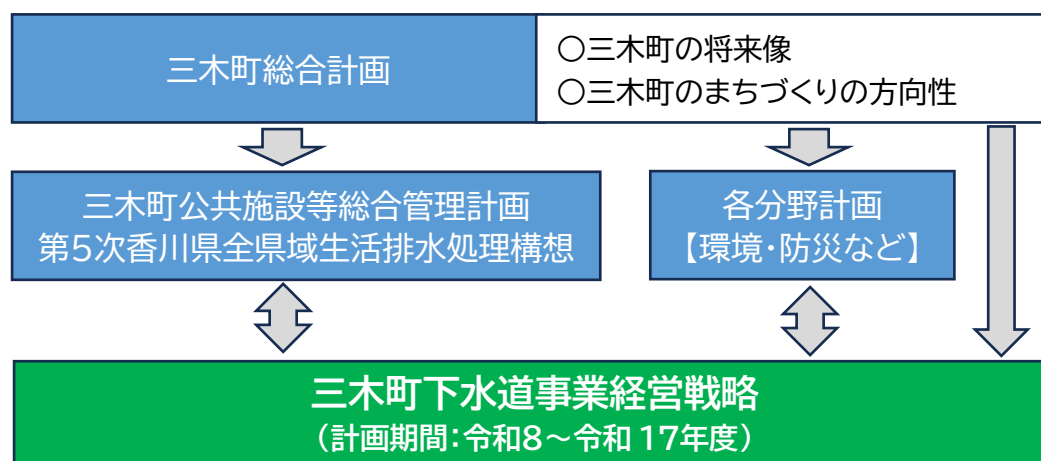
### 1-3 対象事業

本経営戦略の対象となる事業は、下水道事業（以下、本事業という）です。

また、令和6年度末における汚水処理人口普及率（下水道供用区域と区域外の合併浄化槽人口割合）は71.2%となっており、そのうち本事業の供用区域人口は8,414人（公共下水道5,770人、特定環境保全公共下水道2,126人、農業集落排水518人）で、本事業の中で最も大きい割合を占めるのは公共下水道となっています。

### 1-4 経営戦略の位置づけ

本経営戦略は、町政の最上位の方針である「三木町総合計画」を上位計画として位置づけます。また、施設の将来における維持管理等の考え方を示した「三木町公共施設等総合管理計画」、その他環境・防災などの各分野における本町の計画のほか、「第5次香川県全県域生活排水処理構想」など他の計画と連動し、計画の整合性を図ります。



## 第2章 三木町下水道事業の概要

### 2-1 下水道事業の概要

三木町の下水道事業は、農村部における用排水路の水質改善及び生活環境改善を目的として、平成7年度に町北部の小谷地区において農業集落排水事業として開始し、平成14年8月から一部供用開始、平成15年4月から全面供用開始しました。

その後、平成17年度に下水道整備の優先度が高い人口密集地域を対象とする「事業計画」を策定、事業認可を得て下水道事業に着手しました。また平成19年度には、農業集落排水事業で整備を進めてきた井上南部地区の汚水を公共下水道の区域外流入として受け入れる計画に変更しました。その後、平成21年度から下水道事業は一時中断となったものの、平成25年度に人口減少傾向など社会情勢の変化を考慮し、計画人口及び計画汚水量原単位、処理方式を変更するとともに、三木町全体の下水道事業等の見直しに着手しました。併せて、南部地区の一部を事業計画区域に追加するとともに農業集落排水事業三木東地区の汚水を公共下水道で受け入れる計画に変更し、事業を再開しました。

平成29年度においては、管渠施設の整備が完了した農業集落排水事業井上南部地区について、公共下水道の事業計画区域に位置付ける計画に変更しました。そして、令和元年度においては、南部地区の全域を事業計画区域に追加し、令和2年度においては、北部地区の全域を事業計画に追加し、下水道の普及促進を図ることとしました。加えて、管渠施設の整備が完了した農業集落排水事業三木東地区について、公共下水道の事業計画区域に位置付ける計画に変更しました。

三木浄化センターについては、管渠施設の整備状況を踏まえ段階的に整備していく計画とし、第一期工事として計画汚水量1,435 m<sup>3</sup>/日の建設に着手、平成29年8月に竣工し、同年9月から汚水処理を開始しています。このことに伴い、公共下水道事業では、平成29年9月から一部地区で供用開始し、その後、順次供用開始区域を拡大し、令和7年3月末時点で275ha（農業集落排水事業から編入した井上南部地区50ha、三木東地区74haを含む）の区域が供用開始しています。

このように、農業集落排水事業の一部区域が公共下水道事業に統合されたこともあり、農業集落排水事業においては小谷地区のみの維持管理及び設備更新事業を実施しています。また、より効率的な運営を図るために、令和6年度には会計統合を実施し、一体的な運営が可能になっています。

事業	地区名称	供用開始年	処理区域面積	処理場数
農業集落排水	小谷処理区 (井上北部地区)	平成14年	45ha	1
公共下水道	三木処理区	平成29年	201ha	1
特定環境保全公共下水道	三木処理区	令和3年	74ha	

## 2-2 施設概要

### (1) 処理場施設

本事業における処理場数は2か所であり、公共下水道、農業集落排水それぞれ1か所ずつ整備されています。

令和6年度末時点

事業	処理場名	供用開始年	処理方式	計画汚水量
農業集落排水	井上北部処理場	平成14年	土壌被覆型接触ばっ気法 +凝集分離法	218 m <sup>3</sup> /日
公共下水道 ・特定環境保全公 共下水道	三木浄化センター	平成29年	膜分離活性汚泥法	5,850 m <sup>3</sup> /日

### (2) 管渠

令和6年度末における管渠の総延長合計は106kmであり、法定耐用年数を経過している管渠は存在しません。

令和6年度末時点

事業	管渠延長	法定耐用年数経過管渠延長
公共下水道	36km	0km
特定環境保全公共下水道	1km	0km
農業集落排水	69km	0km
計	106km	0km

## 2-3 下水道使用料体系

本町の下水道使用料体系は、下表のとおり、「基本料金」と、使用水量に応じて変動する「超過料金」の2部から構成される2部料金制を採用しています。また井戸水使用または上水道・井戸水併用使用の世帯（施設）については、「基本料金」と、使用者人数に応じて変動する「超過料金」の2部から構成されています。なお、下表は2か月あたりの税抜き金額です。

	基本料金		超過料金	
	上水道使用	20 m <sup>3</sup> まで	1,906 円	20 m <sup>3</sup> を超え1 m <sup>3</sup> につき
井戸水使用又は 上水道・井戸水併用使用	一世帯につき	1,906 円	家族人数1人につき	1,524 円

## 2-4 下水道事業の取組

### (1) 未普及対策

下水道が整備されていない地域では、台所排水や風呂水が処理されず河川等に流され、水質に悪影響を与えます。そのような下水道が未普及の地域を解消するため、計画的に下水道の整備を行っています。

### (2) 地震対策

令和7年1月に「三木町上下水道耐震化計画」を策定し、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向けた取り組みを実施しています。

### (3) 老朽化対策

保有施設及び管渠について、ストックマネジメント実施方針を策定し、状態監視保全・時間計画保全・事後保全の3つの観点から施設の状況に応じて対策を講じています。

### (4) 広域化の推進

平成29年度に農業集落排水事業の井上南部地区を、また令和2年度に同事業の三木東地区を公共下水道に統合しました。今後も町内における排水処理の効率化を検討しつつ、令和2年度に設立された香川県汚水処理事業効率化協議会に引き続き参画し、汚水処理事業の広域的な連携や共同実施など広域化・共同化に向けた取り組みを実施します。

### (5) 省エネ・再資源化

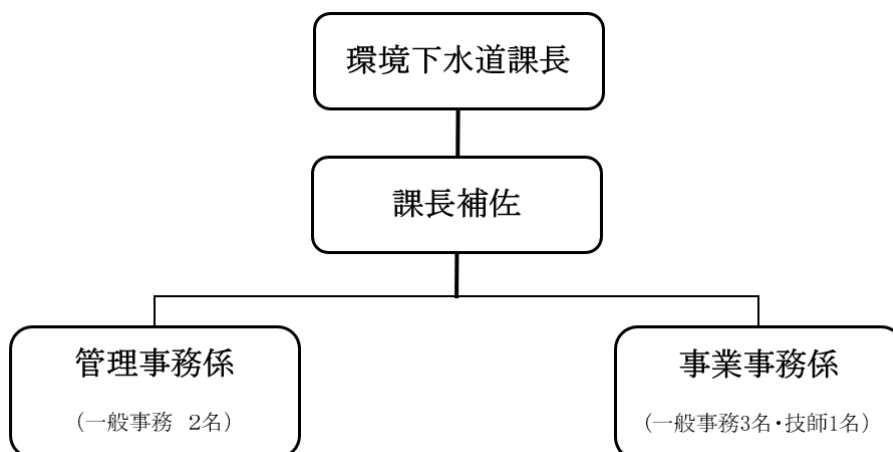
発生した汚泥は、全量再資源化し有効活用しています。

### (6) 地方公営企業法の一部適用

令和6年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し、より経営状況が把握できるようになりました。引き続き公営企業会計による事業運営を行うことで、経営基盤の強化に取り組んでいます。

## 2-5 組織の状況

本町下水道事業は、環境下水道課に属しており、体制図は以下のとおりとなっています。安定したインフラ供給のためには、特に技術職員の育成が重要ですが、現状においては特段の問題は発生していません。しかし、今後の人口減少問題によって職員数も減少することが予想されており、引き続き技術継承していくとともに、必要に応じて民間への業務委託も検討してまいります。

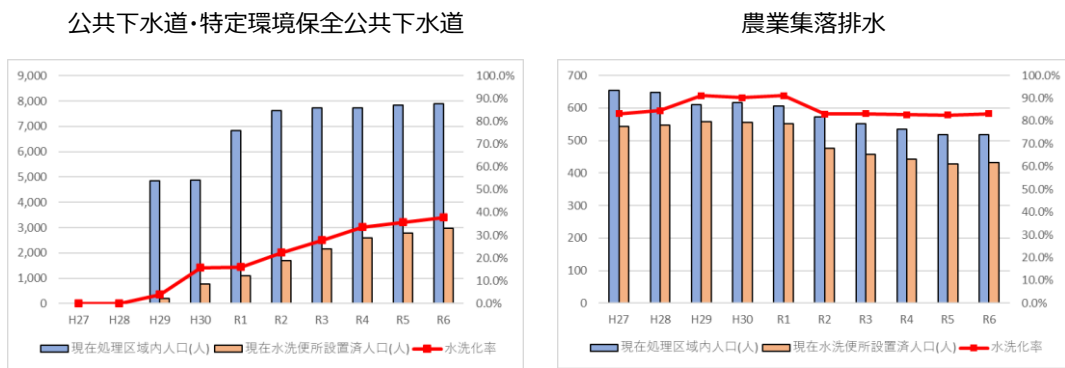


## 第3章 現状分析及び課題の抽出

### 3-1 現状分析

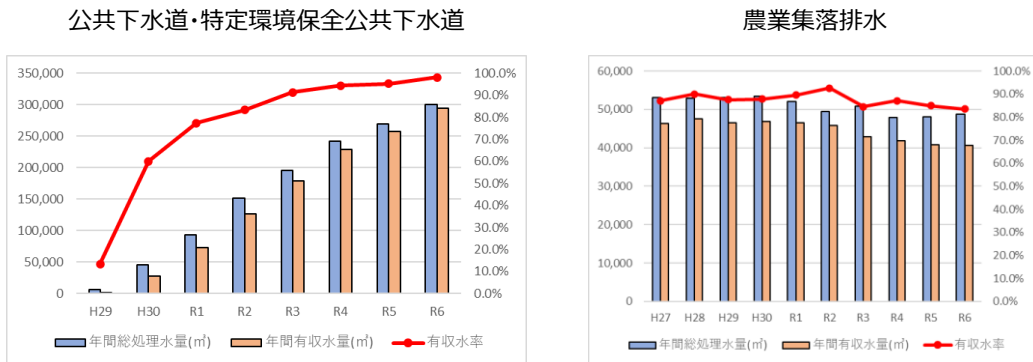
#### (1) 人口の推移

公共下水道における処理区域内人口は、面整備の実施に伴って、直近10年で増加しています。また、水洗化人口も水洗化率（接続率）の上昇に伴って増加しています。一方、農業集落排水については人口減少に伴って減少しています。



#### (2) 水量の動向

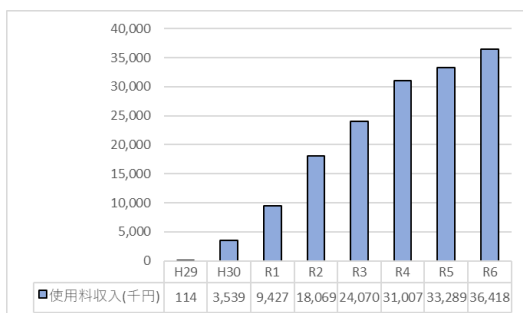
公共下水道においては、面整備の実施により普及率が上昇していることに伴って、処理水量と有収水量ともに上昇傾向にあり、有収率も上昇しています。一方で農業集落排水については、人口減少が要因となり、水量も減少傾向にあります。



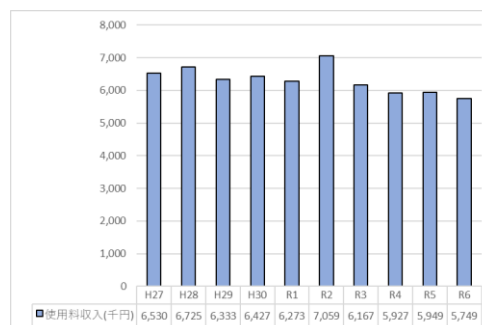
### (3) 使用料収入

事業別にみると、公共下水道は人口と水量に比例して増加傾向にあり、農業集落排水は人口減少に伴って減少傾向にあります。

公共下水道・特定環境保全公共下水道



農業集落排水

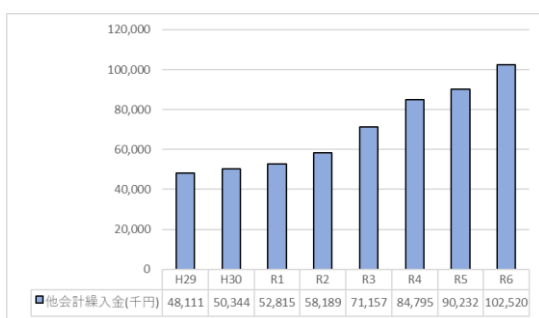


※なお、R6年度に公営企業法を一部適用しており、消費税については税抜で統一、R5年度の数値については特例的未収金を加味して作成している。

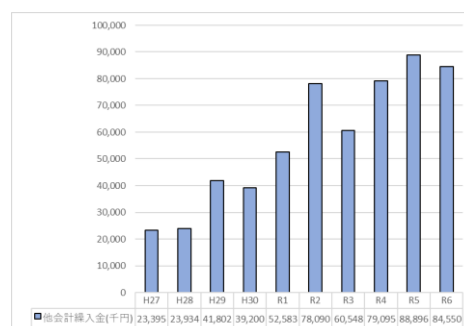
### (4) 一般会計繰入金

一般会計繰入金とは、一般会計より当会計に支出される負担金及び補助金の総称であり、その金額には基準が定められています。ここでは収益的収入の繰入金の推移を示しています。両事業ともに繰入金額は増加していますが、公共下水道は処理区域の拡大によるもので、農業集落排水は収支悪化による収支補填分の繰入が増加したことが要因であると考えられます。なお、令和6年度における基準外繰入金額は、公共下水道で6,787千円、農業集落排水で19,940千円となっています。

公共下水道・特定環境保全公共下水道



農業集落排水



(5) 施設の老朽化状況

令和 6 年度末時点における有形固定資産のうち償却資産の老朽化状況は以下の通りです。  
耐用年数の短い工具器具及び備品、車両運搬具については老朽化が進んでいます。

その他資産については、建物や資産の大部分を占める管渠などの構築物は老朽化が進んでおらず、ポンプや計装機器等の機械及び装置については、耐用年数が短く老朽化の進行度合いが速いため、適宜更新を図っていく必要があります。

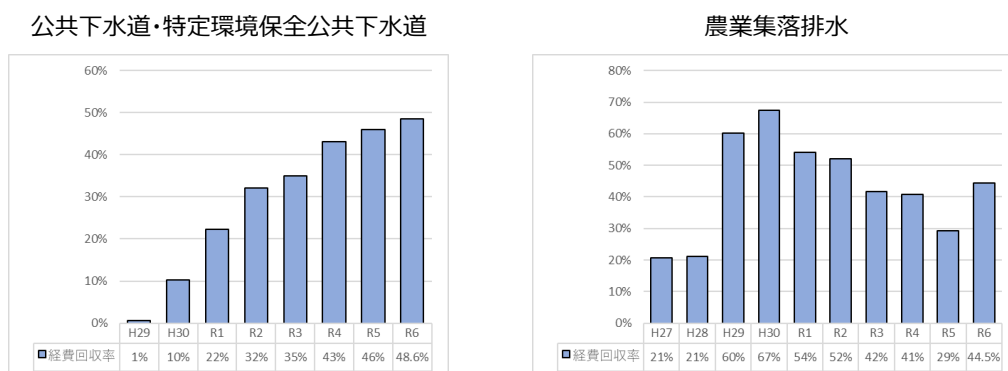
単位：千円

	帳簿価格	減価償却累計額	老朽化比率
建物	601,972	114,460	19.0%
構築物	12,826,516	1,774,738	13.8%
機械及び装置	2,236,511	765,558	34.2%
工具器具及び備品	1,415	1,344	95.0%
車両運搬具	3,035	2,883	95.0%

## 3-2 経営指標による分析

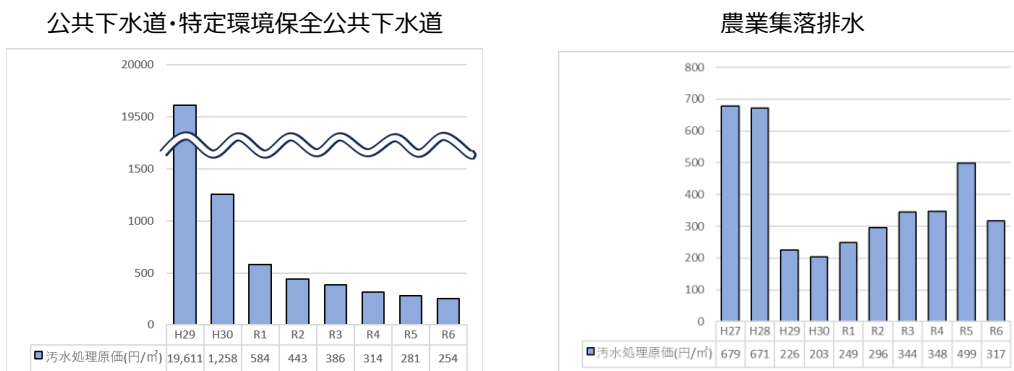
### (1) 経費回収率

使用料収入を污水处理費で除した指標で、経費を使用料でまかなえているかを示す指標です。公共下水道においては、面整備を実施してまだ浅いため水準としては低いものの、接続率が上昇しており、それに伴って上昇傾向にあります。一方、農業集落排水においては近年 40%前後で推移しています。



### (2) 污水处理原価（円/㎡）

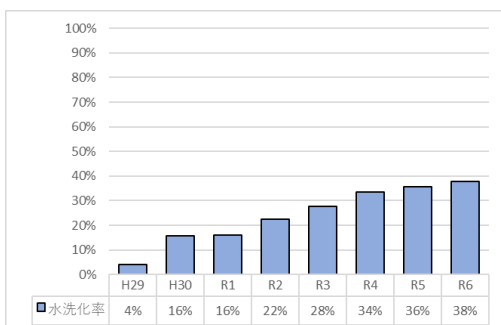
污水处理費を年間有収水量で除した指標で、1㎡あたりの処理コストがどの程度かかっているかを示す指標です。公共下水道は平成 29 年度に供用が開始されたため、その供用開始年度においては有収水量が極めて少なく、大きなコストを要しているように見えます。しかし、その後は接続率の上昇とともに徐々に改善している状況です。一方、農業集落排水は事業規模が小さく、修繕費などで費用が高むと影響を受けやすく、令和 5 年度は一時的に悪化しましたが、令和 6 年度は直近 5 年間で 2 番目に低い水準となっています。



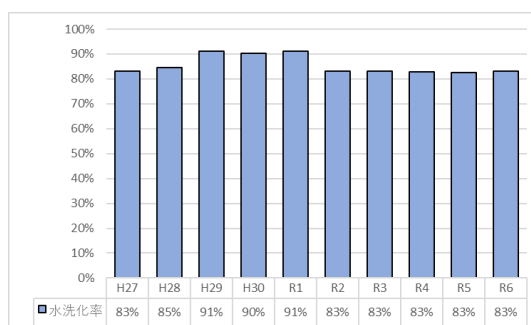
### (3) 水洗化率

処理区域内人口のうち水洗便所を設置している人口の割合（接続率）を示した指標で、この値が高いほど無駄なく設備を活用できていることとなります。公共下水道は、近年面整備を実施しているため上昇傾向にありますが、水準としては低い状況でありさらなる水洗化の推進が求められます。また農業集落排水は、近年 83%で横ばい推移しています。

公共下水道・特定環境保全公共下水道



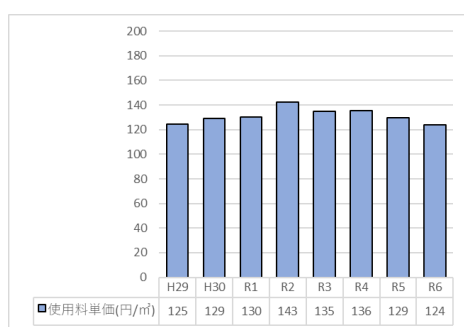
農業集落排水



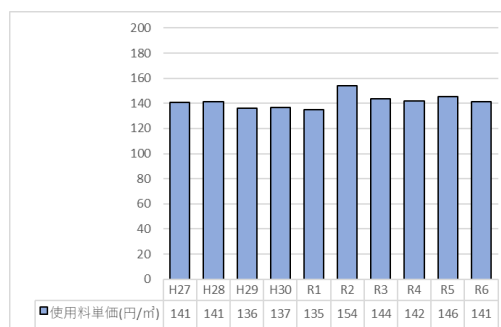
### (4) 使用料単価（円／m<sup>3</sup>）

使用料収入を年間有収水量で除した指標で、1 m<sup>3</sup>あたりの使用料を示しています。使用料が統一されているため、事業ごとで見ると概ね同水準となっています。

公共下水道・特定環境保全公共下水道



農業集落排水

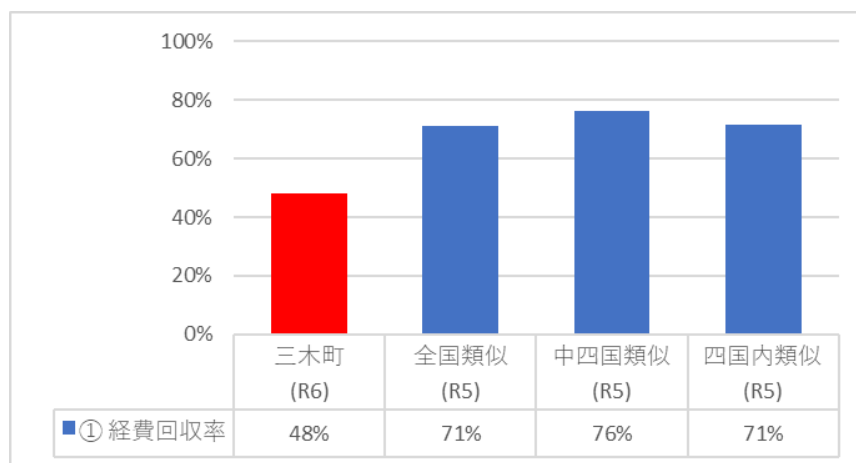


### 3-3 他団体との比較

次に、類似団体との比較分析を実施しました。前提として、本町の指標は R6 年度決算にもとづく会計全体の数値とし、比較対象団体は R5 年度時点（総務省による公表データの最新年度）、かつ公共下水道事業としております。

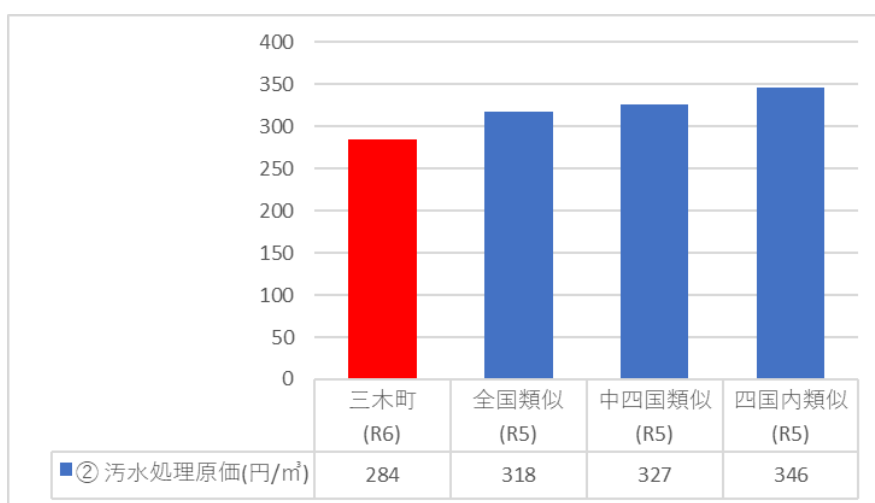
#### (1) 経費回収率

他団体と比較して、低い水準となっています。また、独立採算の目安である 100% 下回っている状態であるため、改善が求められます。改善のためにはその要因を特定することが必要であり、このために次以降の指標についても比較を実施します。



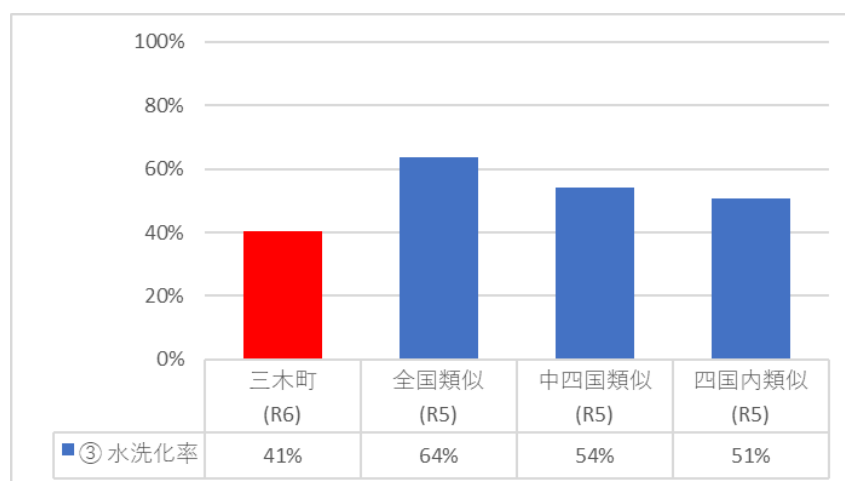
#### (2) 汚水処理原価

1 m<sup>3</sup>の汚水処理に係る経費であり、低い方が効率的な運営ができていることを示す指標です。本町における当該数値は、他団体と比較して低い水準にあり、コストとしては抑えられていることを示しています。



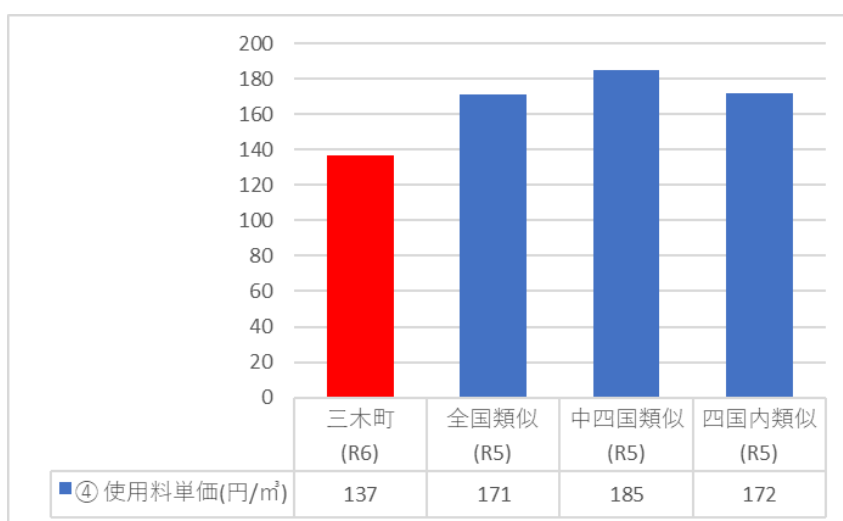
### (3) 水洗化率

公共下水道が供用開始して日が浅く、新たな面整備も進めているため当該指標は他団体と比較して低い水準となっています。処理区域内の世帯や事業所にこれまでよりも周知を図るなど、接続を促進していく必要があります。



### (4) 使用料単価

当該指標は類似団体に比べて低い水準にあり、これは同じ水量の汚水を処理するための使用料が安価であることを示しており、改善の必要があります。



これら他団体比較分析を実施したうえでの本町事業の特徴は、①経費は抑制できているが、②接続している世帯が少なく、③使用料の単価（料金設定）が低いため、経営の健全度を示す経費回収率が他団体に比べて低いということです。このため、改善すべき点に対して取組を行っていく必要があります。

## 第4章 経営の基本方針

---

### 4-1 下水道事業の役割

生活水準の向上に伴う生活排水等による河川汚濁を改善し、環境、水質を保全するため本町では、平成17年から公共下水道事業に取り組み、平成29年9月より供用を開始しています。

今後とも、環境、水質保全の観点から更なる加入者増加に向けての取組が必要とされます。また、公共下水道事業及び農業集落排水事業の区域以外については、合併浄化槽設置の促進を図ります。

### 4-2 経営方針

人口減少や少子高齢化の進行、生活様式の多様化、省資源化など下水道事業を取り巻く環境の変化により、持続可能な下水道経営が求められています。

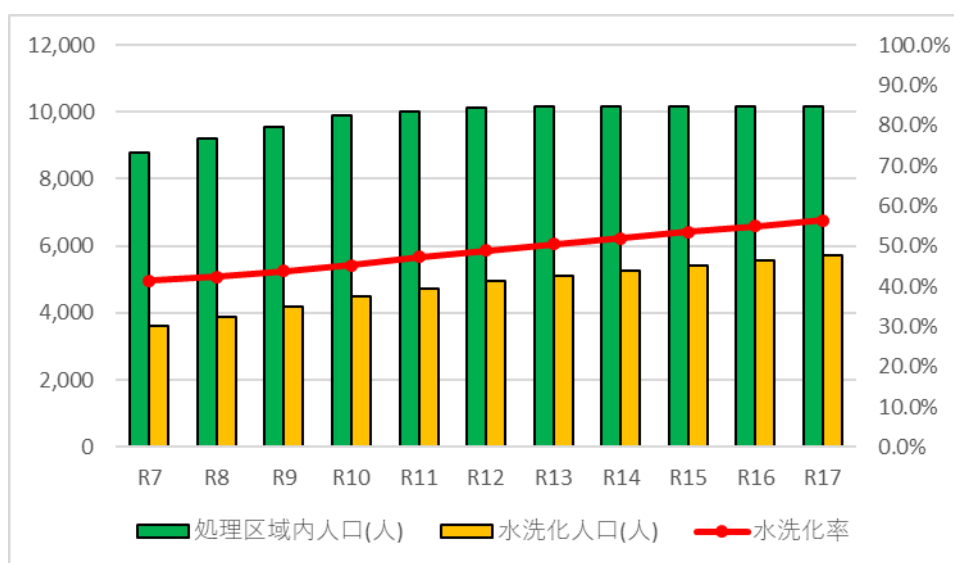
本町では持続可能な下水道経営の実現のため、次の基本方針を目標とするとともに、経営環境の様々な変化にあわせて、適宜見直しをすることで、「安全・安心な下水道サービスを安定かつ持続して提供」することを経営方針とします。

- (1) 下水道の未普及区域の早期解消
  - ① 管渠施設の整備を促進し、令和17年度の概成
  
- (2) 投資の効率化
  - ① スtockマネジメント計画に基づく計画的な施設更新
  - ② 包括的民間委託を活用した維持管理運営費の削減
  - ③ 広域化・共同化・最適化の検討
  - ④ 下水道区域の見直し（適正規模）
  
- (3) 経営基盤の強化
  - ① 早期水洗化の促進（水洗化率の向上）
  - ② 運営体制の強化（民間活力の活用、職員の継続的な研修）
  - ③ 収支構造の適正化（使用料の適正化）
  - ④ 他会計からの繰入金の低減

## 第5章 将来の事業環境

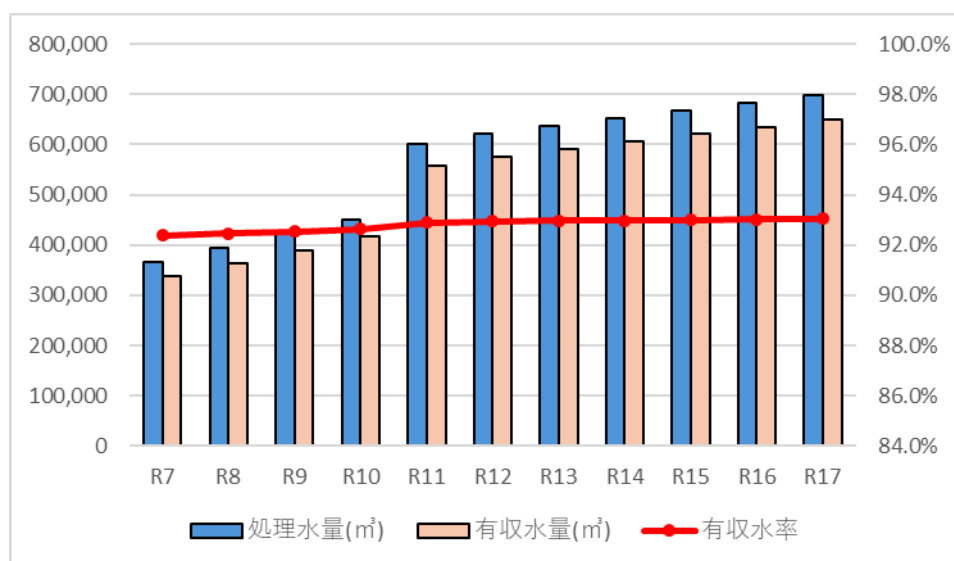
### 5-1 将来人口推計

処理区域内人口は、公共下水道においては面整備に伴って増加する見込みである一方、農業集落排水においては人口減少に伴い減少する見込みです。また、水洗化率は公共下水道において上昇することが予測され、このため合算ベースでは水洗化人口も増加する見込みです。



### 5-2 将来水量推計

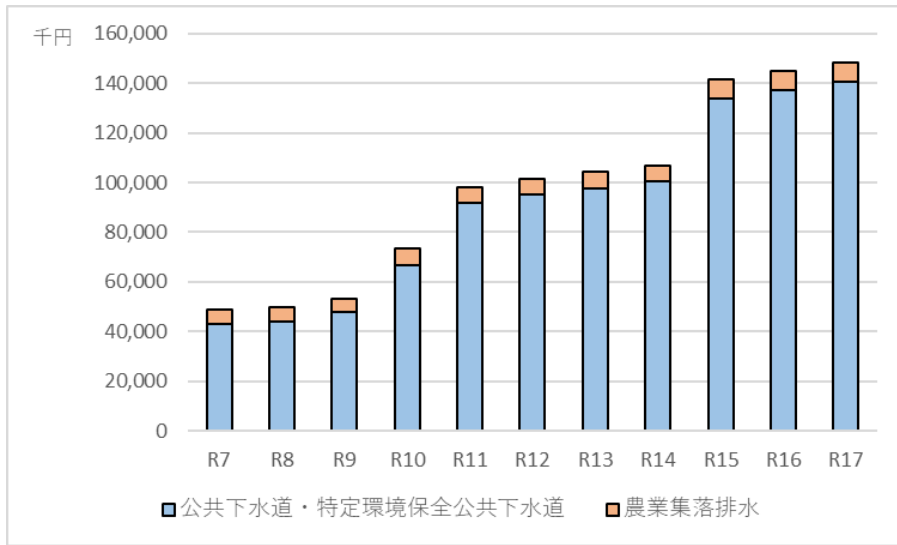
水洗化人口が増加するとともに、新たな施設への接続の予定もあるため、水量も増加する見込みです。



## 第6章 投資財政計画

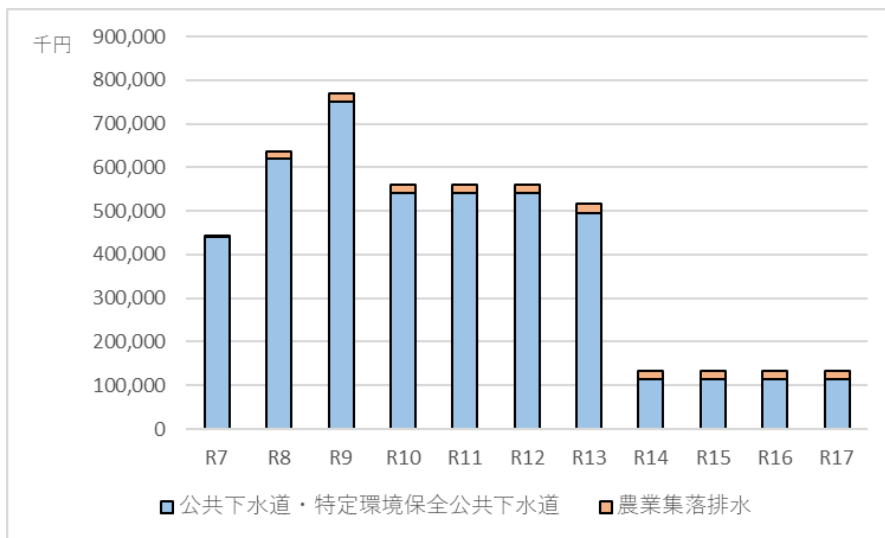
### 6-1 使用料収入

令和10年度および令和15年度に使用料の改定を見込んでおり、各セグメントにおいて増収となる見込みです。加えて、公共下水道は水洗化率の上昇による影響のほか、香川大学医学部附属病院等の新たな接続により、増収となる見込みです。



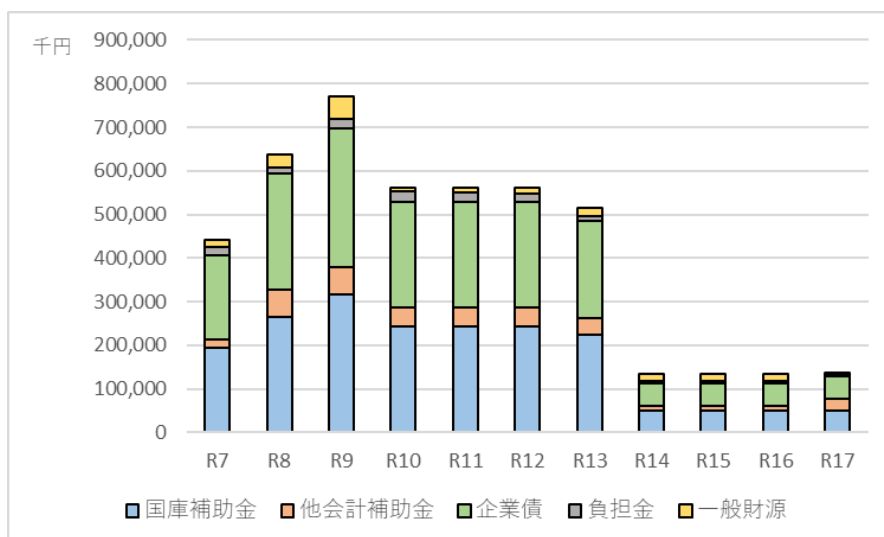
### 6-2 建設改良費

公共下水道においては、向こう数年は接続等の管渠整備に費用を要する見込みであり、令和10年度頃から処理場の計装設備等の装置の更新を予定しています。その後は主に機械および装置について耐用年数を迎えるものから順次更新してまいります。また、農業集落排水については本経営戦略期間中において年間平均2,000万円を建設改良費として見込んでいます。



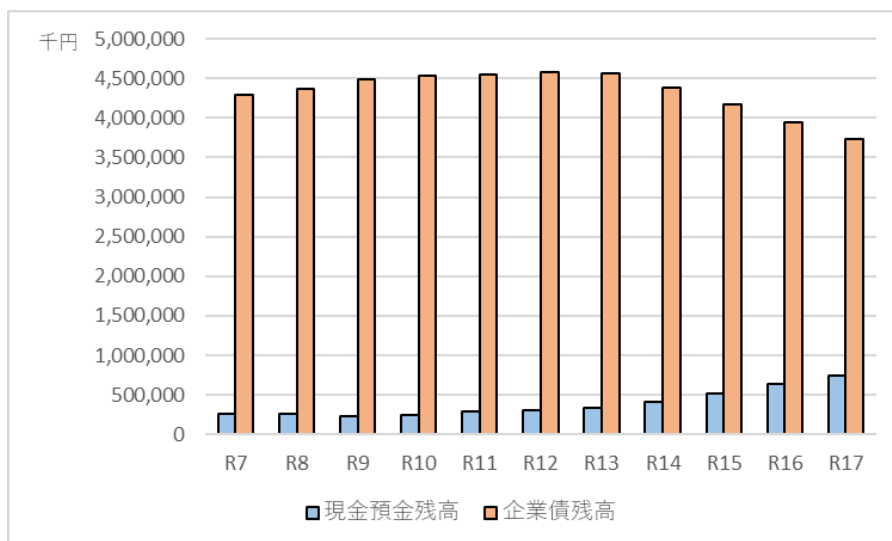
### 6-3 建設改良費財源

建設改良費に係る財源としては、主に国庫補助金・企業債・一般財源でまかないます。特に企業債残高と現金預金残高のバランスを鑑み、適切な財源配分を検討してまいります。



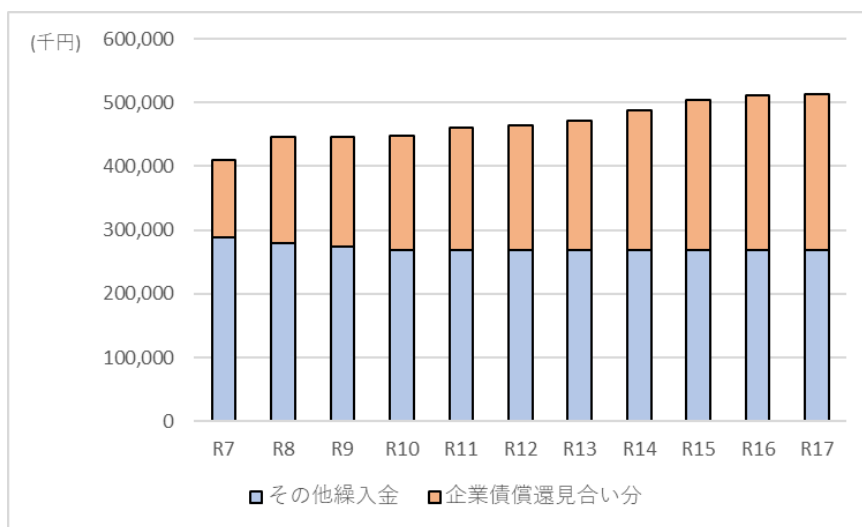
### 6-4 現金預金残高・企業債残高

前提として、企業債残高を減少させつつも現金預金残高を増加させる、という点を念頭に置いた計画としています。特に公共下水道事業は平成 29 年度に供用を開始しており、これまで管渠整備費用等の施設整備に投資をしてきました。そして、向こう数年で整備が完了する見込みであり、今後は企業債償還を進め、機械および装置等の更新のための財源として現金預金残高を蓄える段階に入ります。将来における健全で持続的な経営を実現するため、企業債残高削減、現金預金残高増加を進めてまいります。



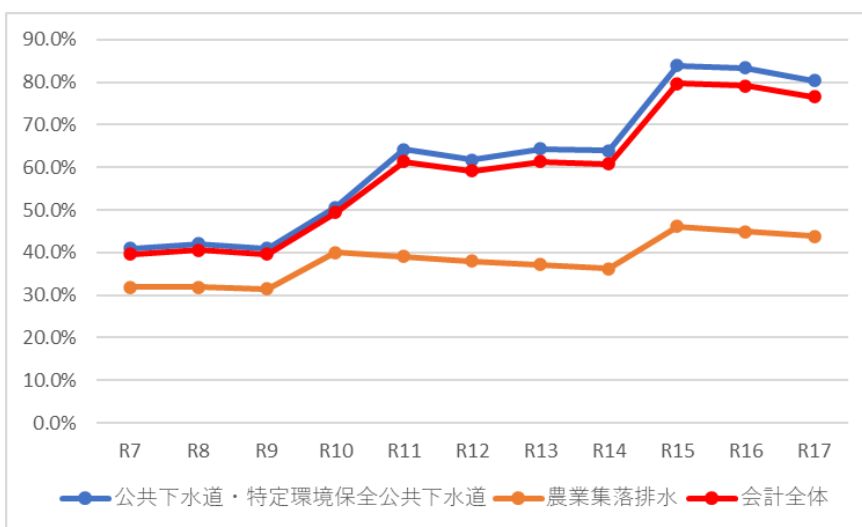
## 6-5 一般会計繰入金

人口減少や物価高騰など、今後も経営環境が悪化することが懸念されますが、当事業においては原則として一般会計からの繰入金（企業債償還見合いで繰り入れされる分を除く）が増加することがないように運営してまいります。特に令和8年度から令和10年度において、その他繰入金部分を段階的に削減し、水洗化率の向上や使用料改定、経費削減努力などによって、その後も繰入水準を維持します。



## 6-6 経費回収率

本町における経費回収率は、令和6年度時点で会計全体、各セグメントともに40%台となっており、他団体と比較しても低い水準となっています。しかし、公共下水道については供用開始から10年未滿であり、今後は水洗化率の向上が見込めます。併せて、現状低い水準となっている使用料単価も見直し、公共下水道で80%以上を目標とします。





## 6-8 投資・財政計画（会計全体）

### ➤ 損益計算書および主要指標

単位：千円

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
下水道使用料	48,770	49,701	53,248	74,062	98,814	102,215	104,936	107,504	143,116	146,353	149,471
他会計負担金											
営業収益計	48,786	49,711	53,258	74,072	98,824	102,225	104,946	107,514	143,126	146,363	149,481
管渠費	10,743	19,568	26,802	27,742	30,414	31,317	32,182	33,056	33,953	34,865	35,790
処理場費	76,641	76,683	79,390	82,235	90,509	93,233	95,842	98,473	101,177	103,922	106,709
総係費	28,465	16,460	16,817	29,755	30,589	37,451	32,341	33,261	34,211	35,194	42,329
減価償却費	372,191	371,962	381,479	394,015	406,998	425,881	444,422	461,914	464,535	450,659	453,255
営業費用計	488,050	484,673	504,489	533,747	558,511	587,882	604,786	626,703	633,876	624,639	638,083
営業利益	-439,264	-434,962	-451,230	-459,675	-459,687	-485,657	-499,840	-519,190	-490,751	-478,276	-488,602
他会計補助金	267,451	233,549	267,946	263,959	253,805	282,920	289,677	284,144	227,511	220,196	229,478
長期前受金戻入	244,778	260,534	246,274	261,302	273,538	274,298	284,484	310,955	336,096	329,950	328,895
雑収益	110	110	1,686	1,686	1,686	1,686	1,686	1,686	1,686	1,686	1,686
営業外収益計	512,339	494,194	515,905	526,946	529,029	558,904	575,847	596,785	565,293	551,831	560,058
支払利息等	45,289	49,557	53,365	56,977	59,687	62,491	65,154	65,750	64,322	62,670	61,005
雑支出	7,372	9,675	11,310	10,295	9,655	10,756	10,852	11,845	10,220	10,885	10,452
営業外費用計	52,661	59,231	64,675	67,271	69,342	73,247	76,007	77,595	74,542	73,556	71,456
経常利益	20,414	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	39,525	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現預金残高	256,032	266,728	224,384	251,033	285,915	307,696	330,683	409,498	523,175	637,552	747,521
企業債残高	4,299,517	4,371,736	4,490,006	4,528,714	4,554,985	4,577,244	4,571,734	4,377,828	4,165,866	3,947,686	3,728,018
経費回収率	39.6%	40.6%	39.6%	49.4%	61.3%	59.2%	61.3%	60.9%	79.7%	79.2%	76.5%
使用料単価(円)	144.0	136.6	136.5	177.4	177.3	177.3	177.2	177.2	230.4	230.4	230.3
汚水処理原価(円)	363.8	336.3	344.4	359.4	289.1	299.6	289.2	291.2	289.0	291.0	300.9

### ➤ 資本の収支

単位：千円

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
資本の収入	545,359	692,022	790,939	660,228	680,050	652,939	607,259	307,664	383,199	397,749	391,277
企業債	193,100	265,700	317,200	243,600	243,600	243,600	223,000	51,500	51,500	51,500	51,500
他会計補助金	113,589	98,263	62,816	65,477	82,767	59,162	58,574	74,855	143,111	154,739	150,611
他会計出資金	0	77,392	79,572	81,957	86,931	88,537	91,404	98,163	105,385	107,872	108,467
国庫補助金	191,230	199,800	272,800	209,500	209,500	209,500	191,800	44,300	44,300	44,300	44,300
受益者負担金及び分担金	17,840	13,834	22,500	23,800	21,000	17,800	9,400	6,500	6,400	6,400	6,200
資本の支出	621,317	830,255	968,488	766,292	778,628	782,742	744,209	379,807	397,962	404,080	405,668
建設改良費	441,149	636,774	769,558	561,400	561,300	561,400	515,700	134,400	134,500	134,400	134,500
管渠建設改良費	440,084	624,812	569,858	169,800	169,700	169,800	124,500	124,400	124,500	124,400	124,500
処理場建設改良費	1,065	11,962	199,700	391,600	391,600	391,600	391,200	10,000	10,000	10,000	10,000
企業債償還金	180,168	193,481	198,930	204,892	217,328	221,342	228,509	245,407	263,462	269,680	271,168

## 6-9 目標指標達成に向けた具体的な取組

### (1) 収入増加のための具体的な取組

#### ○ 使用料改定の検討

本町における使用料単価は公共下水道事業においては 136 円、農業集落排水事業で 141 円であり、類似団体と比較しても、低い水準にあると言えます。また人口減少や物価高騰など、今後経営環境は厳しくなることが予想されることから、随時適正な使用料水準を算出し令和 10 年度と令和 15 年度を目途として、使用料改定の検討を実施します。

#### ○ 水洗化率の向上

公共下水道事業においては、令和 6 年度末現在で約 38%と低い水準にあります。これは供用開始が平成 29 年と比較的最近であることが主な要因であります。未接続世帯に対しては、接続することの意義を示し、広報やホームページ等を通じて定期的に接続の呼びかけを実施してまいります。

### (2) 支出削減のための具体的な取組

#### ○ 投資の平準化に向けた取組

管渠整備については、現在計画している地域についても人口減少が進行していることから、令和 17 年度までに最適な生活排水処理方法を再考し、事業を適正な規模で実施すべく整備計画を見直します。また更新にあたっては定期的な点検評価の結果から、優先順位をつけて投資を平準化するよう取り組んでいきます。

#### ○ 包括的民間委託の検討

全国の先進事例およびそれらのもたらす効果等を勘案して、導入の効果が見込める場合には、包括的民間委託を実施することも検討していきます。

#### ○ 広域化・共同化・最適化の検討

本町では、将来の人口減少問題に向けた取り組みとして、平成 29 年度に農業集落排水事業（井上南部地区）を、また令和 2 年度に三木東地区についても公共下水道に編入しました。これにより、より効率的な運営が可能となっています。

また、香川県汚水処理事業効率化協議会に参画し、汚水処理事業の広域的な連携や共同実施など広域化・共同化に向けた取り組みを進めています。

### (3) その他の取組

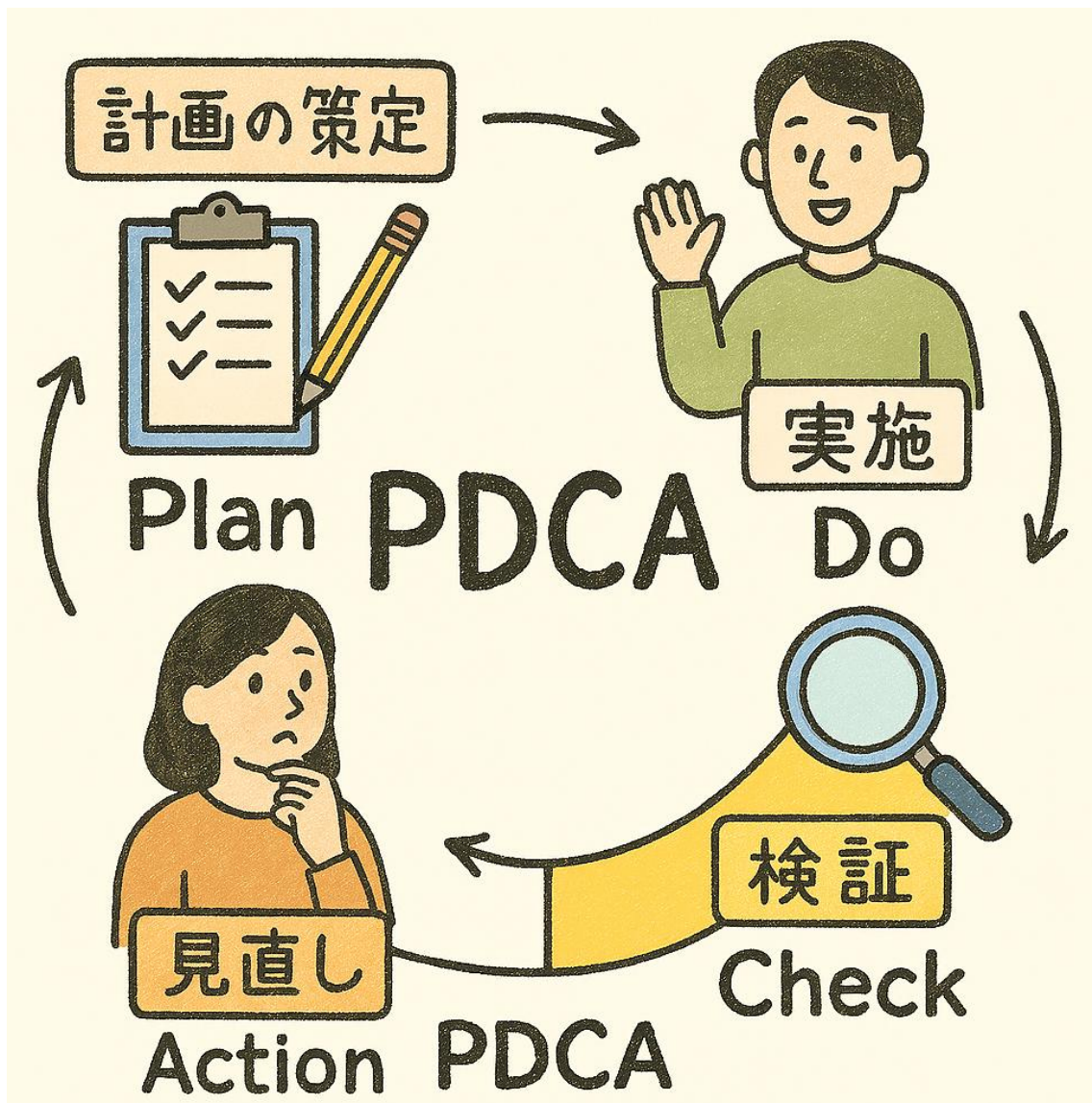
#### ○ 汚泥等の活用

引き続き、発生した汚泥は再資源化して有効活用します。

## 第7章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

将来にわたって安定的に事業を継続していくため、PDCA（計画・実施・検証・見直し）サイクルの考えに基づき、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を実施するとともに、定期的に計画と実績の乖離を検証・対応していきます。

また、使用料金の変更や民間活力の活用等により、収支計画に大きな修正が必要となる場合においては、見直しを実施するほか、概ね5年ごとに総合的な検証を行い、さらなる現状分析や社会状況の変化などを考慮し、計画の更新を行います。



## 参考 各用語の説明

---

### ○公共下水道（こうきょうげすいどう）

『主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう』（下水道法第2条第3号）。公共下水道の設置・管理は、原則として市町村が行います。

### ○有収水量（ゆうしゅうすいりょう）

処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる水量。

### ○汚水処理水量（おすいしよりすいりょう）

下水道施設に流入する水量のうち、雨水処理水量を除いた部分の水量。

### ○有収率（ゆうしゅうりつ）

年間有収水量÷年間汚水処理水量を%で表したものの。

### ○汚水処理原価（おすいしよりげんか）

有収水量当たりの汚水処理費用のことを指します。

### ○使用料単価（しゅうりょうたんか）

有収水量当たりの使用料収入のことを指します。

### ○経費回収率（けいひかいしゅうりつ）

下水道等使用料収入で、汚水処理費用をどれだけ賄えているかを数値的に表した指標です。この指標は、100%以上であることが企業として求められています。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となり、経営戦略によって経費回収率の向上を図ることが求められています。（総務省 HP 一部引用）

### ○水洗化人口（すいせんかじんこう）

処理区域内で、実際に下水道へ接続している人口。

### ○処理区域内人口（しよりくいきないじんこう）

下水道が利用できるようになった区域内の人口

○**下水道処理人口普及率（げすいどうしよりじんこうふきゅうりつ）**

下水道を利用できる人口の割合

普及率(%) = 処理区域内人口 / 行政人口 × 100

○**水洗化率（すいせんかりつ）**

下水道の供用開始区域内で実際に下水道に排水している人口の割合（接続率）

水洗化率(%) = 水洗化人口 / 供用開始区域内人口 × 100

○**地方公営企業（ちほうこうえいきぎょう）**

地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業（水道事業・病院事業・下水道事業など）

○**損益計算書（そんえきけいさんしょ）**

一定期間での「費用」「収益」を表示した企業の利益が分かる経営成績表

○**貸借対照表（たいしゃくたいしょうひょう）**

一定時点での「資産」「負債」「純資産(資本)」を表示した企業の財産表。会社の規模や財政状態の健全性、短期的な支払能力などが分かる。

○**企業債（きぎょうさい）**

地方公共団体が地方公営企業の建設、改良などに要する資金に充てるために起こす地方債